

個人住民税の特別徴収の完全実施を目指します。

神奈川県及び神奈川県内全ての市町村で、平成 28 年度までに法令の適正運用及び納税者の利便性向上などのために、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者（給与支払者）を、特別徴収義務者として指定させていただくことになりました。

特別徴収の完全実施に向け、横浜市内の事業者につきましては、平成 27 年度より特別徴収義務者として指定させていただきます。

なお、特別徴収の対象となる納税義務者及び特別徴収の対象となる事業者の指定については、就業形態・雇用関係が多様化している状況を踏まえ、小規模事業者等における経理事務の負担の軽減と納税義務者の利便性を考慮し、「神奈川県統一基準」を定め、一定の基準を満たす事業者については普通徴収を認めることで、特別徴収を円滑に推進します。

※ 特別徴収とは、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、納入していただく制度です。

《取組の経緯》

地方税法では、個人住民税の納税者のうち給与所得者（従業員）は、原則、給与支払者（事業者）が給与から個人住民税を差引き納付する特別徴収の方法によるものとされています。

本市ではこれまで特別徴収の指定を進めていましたが、特別徴収は従業員の居住する各市町村へ納付するため、事業者の皆様の事務の混乱を招かないように、近隣市町村が連携して広域的に取組むことが望ましく、全国的にも県単位での特別徴収義務者の指定拡大の取組みが始まっています。

こうした中で、神奈川県では、県内市町村と県が協同して特別徴収の指定を推進することとし、平成 25 年 7 月に「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けた行動指針（「行動指針」）」が策定されました。

この「行動指針」では、県・市町村は平成 28 年度を目標年度と定め、県内全市町村での特別徴収の完全な実施を目指すこととしています。

原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者（給与支払者）は特別徴収の義務を負うのですが、次の一定の基準を満たす事業者については、普通徴収を認めます。

＜神奈川県統一基準＞

当面普通徴収を認める給与受給者

【給与の支払を受ける従業員に関する事項】

① 5月31日までの退職等により当該年度の6月以降の特別徴収税額を徴収できないと見込まれる給与受給者

- ・ 給与支払報告書の提出（期限後に提出されたものを含む）時点において、退職や休職などが決まっている場合で特別徴収を行うことができないことが明白である場合

② 毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない給与受給者

- ・ 給与支払報告書提出時点において、給与の支給が少額（派遣労働者等におけるインターバル期間、日給月給、休職等による支給額の減少など）であり、特別徴収税額を給与から引き去ることができない月がある見込みの給与受給者
- ・ 特別徴収義務者指定後において、同様の状況となることが見込まれる場合

③ 給与が毎月支給されていない給与受給者

- ・ 当該年度において、給与が支給されない月が生じる（派遣労働者等のインターバル期間、事業閉鎖）ことが見込まれる給与受給者
- ・ 特別徴収義務者指定後において、同様の状況となることが見込まれる場合

④ 他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている給与受給者

- ・ 給与支払者が複数ある場合で、一の特別徴収義務者から特別徴収される給与支払報告書のほかに給与支払報告書があるときは、当該給与支払報告書に係る税額については、普通徴収とすることができる。

⑤ 個人事業主の事業専従者となっている給与受給者

当面特別徴収しないことを認める給与支払者

【給与の支払をする事業者に関する事項】

① (1) に該当する給与受給者を除いた総給与受給者が2名以下の事業

② 特別徴収実施のために電算システムの導入又は改修を要するなど、直ちに実施することが困難な事情がある事業者

神奈川県内全市町村で一斉実施

個人住民税の特別徴収の完全実施を目指します！

■ 実施年度

» 平成28年度

(一部先行実施)



Q. 特別徴収制度が
変わったの？



A. 制度が変わったわけではありません。これまで市町村間で多少のバラツキがありました。今後は、法令に基づき神奈川県内すべての市町村が特別徴収の完全実施を目指します。ご協力をお願いします。

Q. 他の自治体の取組みは？



A. 近隣県では、静岡県、山梨県、埼玉県などが特別徴収の推進に取り組んでいます。時期の違いはありますが、全国的な取組みです。

■ 県税ホームページもご覧ください。

県税便利帳

検索

◎事業者の皆様には、ご協力をお願いします。

特別徴収制度とは？

事業者の方が、従業員の方の毎月の給料の支払時に、個人住民税を給料から差し引いて徴収し、市町村に納めていただく制度です。

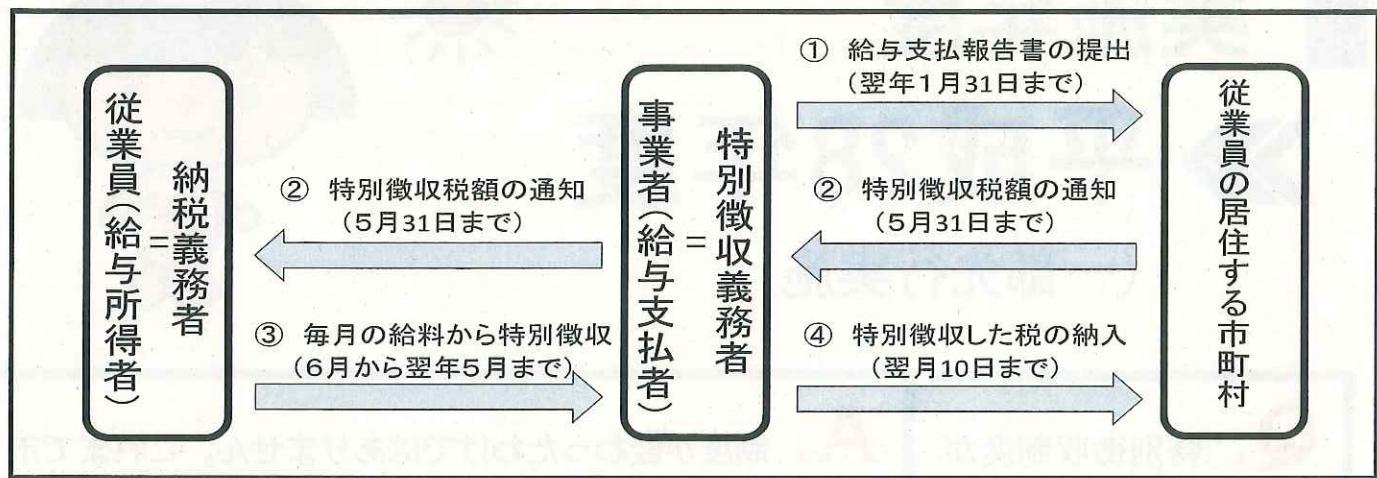
(地方税法第41条、第321条の3)

※ 個人の市町村民税と県民税を総称して、個人住民税といいます。

特別徴収により納税する手続きは？

- 毎年5月に、従業員の方のお住まいの市町村から「特別徴収税額通知書」が事業者の方に送付されます。
- この通知書には、従業員の方の毎月の税額（6月から翌年5月までの分）が記載されていますので、この税額を従業員の方の毎月の給料から差し引いて個人住民税を徴収していただきます。
- 徴収した個人住民税は、徴収した月の翌月10日までに従業員の方のお住まいの市町村に納入していただきます。

特別徴収制度の流れ



特別徴収の手続きなどのお問い合わせ先

◆横浜市 特別徴収センター

電話 (045) 671-4471

◆川崎市 法人課税課

電話 (044) 200-2209

◆相模原市 市民税課

電話 (042) 754-1111 (代)

◆横須賀市 市民税課

電話 (046) 822-9441

◆平塚市 市民税課

電話 (0463) 21-8767

◆鎌倉市 市民税課

電話 (0467) 61-3921

◆藤沢市 市民税課

電話 (0466) 25-1111 (代)

◆小田原市 市民税課

電話 (0465) 33-1354

◆茅ヶ崎市 市民税課

電話 (0467) 82-1111 (代)

◆逗子市 課税課

電話 (046) 873-1111 (代)

◆三浦市 税務課

電話 (046) 882-1111 (代)

◆秦野市 市民税課

電話 (0463) 82-5130

◆厚木市 市民税課

電話 (046) 225-2011

◆大和市 市民税課

電話 (046) 260-5234

◆伊勢原市 市民税課

電話 (0463) 94-4711 (代)

◆海老名市 市民税課

電話 (046) 231-2111 (代)

◆座間市 市民税課

電話 (046) 255-1111 (代)

◆南足柄市 税務課

電話 (0465) 73-8015

◆綾瀬市 税務課

電話 (0467) 70-5611

◆葉山町 税務課

電話 (046) 876-1111 (代)

◆寒川町 税務課

電話 (0467) 74-1111 (代)

◆大磯町 税務課

電話 (0463) 61-4100 (代)

◆二宮町 税務課

電話 (0463) 71-3311 (代)

◆中井町 税務町民課

電話 (0465) 81-1113

◆大井町 税務課

電話 (0465) 85-5008

◆松田町 税務住民課

電話 (0465) 83-1224

◆山北町 町民税務課

電話 (0465) 75-3641

◆開成町 税務窓口課

電話 (0465) 84-0313

◆箱根町 税務課

電話 (0460) 85-7750

◆真鶴町 税務収納課

電話 (0465) 68-1131 (代)

◆湯河原町 税務課

電話 (0465) 63-2111 (代)

◆愛川町 税務課

電話 (046) 285-6915

◆清川村 税務住民課

電話 (046) 288-3849



総務局財政部課税課・徴収対策課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)210-1111(代) FAX(045)210-8808